

令和5年第12回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年12月7日(木) 午後1時30分から午後2時5分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	2番	中村 貴子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 (1人)

18番 新井 泉次

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第37号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 6 議案 第40号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日 程 第 7 議案 第41号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日 程 第 8 報告 第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 9 報告 第26号 地目変換届について(専決)

日 程 第 10 報告 第27号 農地の現況確認について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 栗田 和幸
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号18番 新井 泉次委員から欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和5年第12回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、9番 阪部委員、10番 森澤委員よろしく願いいたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号14番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号14番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市奈島 ●● ●●●、譲受人は城陽市奈島 ●● ●●●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転です。</p>

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。家族が隣接地を所有されており、家族で適正に管理されるとのことで問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号14番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号15番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号15番について説明します。
内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市寺田 ●● ●●、譲受人は城陽市寺田 ●● ●● 親権者 ●● ●●です。
●●氏の持ち分3分の2を●●氏へ移転します。
権利の種類は3条の無償移転です。世帯内の移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。譲渡人は高齢のため、譲受人は家族で適正に管理されるとのことで問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号15番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

ついて下部農地の耕作者である●●●●●●●●●●より同意書が提出されています。

会 長 対象地の地上権設定について、事務局から報告をお願いします。

事務局 貸付人及び耕作者の同意を得ており、対象地の地上権設定について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号17番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を許可することに決定します。
事務局から他に説明はありますか。

事務局 本案件は、後ほどご審議いただく5条転用と同時許可となりますので、最終は京都府の可否を受けて許可日を合わせることになります。

会 長 日程第4、議案第38号 農地法第4条第1項による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号7番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号7番について説明します。
土地の所在は、城陽市市辺 地目は畑 面積は286平方メートル
申請人は、城陽市市辺 ●● ●●
資料1に位置図等を添付しております。

農産物及び加工品の販売のためのスペースとして利用します。
場所は、市街化調整区域、農業振興地域外で農用地ではありません。
現況は畑、東側は畑、南側は山林、北側、西側は道路です。
設置された集水桝から国道307号線沿いの側溝に排水します。
汚水・生活雑排水はありません。
農政課からは、周辺農地に影響が出ないように願います。
環境課からは、現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
との意見が付されております。

申請地は、農用地区域内農地であり、本来であれば不許可となりますが、営農型太陽光発電設備を設置し、下部で営農する仮設工作物の一時的な利用として農用地区域内農地の例外許可に該当するものです。

環境課からは、太陽光発電施設を設置される際は、環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインに基づき、環境配慮の取組を実施していただきますようお願いいたします。

農政課からは、周辺農地に影響が出ないように願います。

管理課からは、

- ・申請地東側に存する市道を取り込まないように注意してください。
- ・道路に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いいたします。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。周辺農地にはほとんど影響がなく、営農型の太陽光発電設備の設置なので下部の農地への採光も確保され、パネルの支柱部分の一時転用とのことで問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号5番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

日程第6、議案第40号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認(利用権貸借)についてを上程し、受付番号66番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号66番について説明します。

本案件は平成26年2月1日から令和6年1月31日で設定された利用権設定の再設定となっており、権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 報告いたします。対象地については、再設定であり問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 再設定とのことですが、借人は同一人物なのですか。

事務局 借人は同一人物です。

会 長 他に質疑はありませんか。
質疑がないので、採決に入ります。

受付番号66番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第7、議案第41号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し、受付番号17番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号17番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。
資料3に位置図を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。利用状況は、いちじく、水稻であり適正に管理されておりましたので問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号17番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

日程第8、報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号61番から66番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号61番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

受付番号62番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

受付番号63番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号64番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●●●です。

受付番号65番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、京都市山科区 ●● ●●●●です。

受付番号66番について説明します。

内容は議案書のとおりで小作権の相続です。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●●●です。

会長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

日程第9、報告第26号 地目変換届についてを専決しました。受付番号5番から8番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号5番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
申請人は、京都市左京区 ●● ●●です。
隣接農地所有者の同意書が提出されております。
資料4に位置図を添付しております。

受付番号6番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
申請人は、城陽市奈島 ●● ●●、城陽市奈島 ●● ●●●●です。
隣接農地所有者の同意書が提出されております。
資料5に位置図を添付しております。

受付番号7番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
申請人は、城陽市寺田 ●● ●●です。
隣接農地所有者の同意書が提出されております。
資料6に位置図を添付しております。

受付番号8番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
申請人は、城陽市寺田 ●● ●●です。
隣接農地所有者の同意書が提出されております。
資料6に位置図を添付しております。

会長

只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

日程第10、報告第27号 農地の現況確認についてを専決しました。受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号3番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
土地の所在は、城陽市平川
申請人は、城陽市平川 ●● ●●です。

過去に農地転用されており、農地台帳から除外されていましたが、現在まで農地として使用されています。●●氏から現況確認申請が提出され、11月17日に●●委員と事務局で現地を確認し、農地として耕作されていることが確認できたため、農地台帳に登載することになりました。

資料7に位置図を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。野菜を耕作された後の残渣しか残っておりませんでした。適正に管理されている畑であることを確認しました。問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

会 長 ご意見・ご質問がないようですので、受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
土地の所在は、城陽市平川
申請人は、城陽市平川 ●● ●●です。
過去から農地として使用されています。●●氏から現況確認申請が提出され、11月17日に●●委員と事務局で現地を確認し、農地として耕作されていることが確認できたため、農地台帳に登載することになりました。
資料8に位置図を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。果樹は植わっており保管理状態ではありましたが、申請人より過去においても耕作していたことの確認をとっており問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第12回定例総会を終了致し

ます。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員